

平成26年度

山口県防災会議

平成26年6月10日

山口県庁 正庁会議室

会 議 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 山口県地震・津波防災対策検討委員会報告

(三浦房紀 同検討委員会会長
(山口大学副学長・大学院理工学研究科教授)

4 議題

○ 山口県地域防災計画の修正について	頁
(1) 地震・津波防災対策	1
(2) 災害対策基本法改正等	5
(3) 原子力災害対策	7

5 報告

○ 防災訓練の実施について	8
---------------	---

6 閉会

〔配付資料〕

- ・山口県防災会議出席者名簿 及び 山口県防災会議配席表
- ・「平成26年度山口県防災会議」 …本資料
- ・「瀬戸内海沿岸の津波浸水想定・南海トラフ巨大地震の被害想定調査の結果について」 …別添1
- ・「山口県地域防災計画新旧対照表」 (案) …別添2

議題：山口県地域防災計画の修正

(1) 地震・津波防災対策

昨年度、「山口県地震・津波防災対策検討委員会」が公表した被害想定結果等を反映させるとともに、南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を地域防災計画に定める。

1 経緯

(1) 国の動き

- 平成25年5月 ○地震調査研究推進本部が南海トラフ地震に係る評価手法の見直しを実施
- 中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが最終報告（被害想定・対策）を公表
- 11月 「東南海・南海地震対策特別措置法」を「南海トラフ地震対策特別措置法」へ改正
- ・対象を東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大
 - ・人命を最優先に津波避難対策を充実・強化
- 平成26年3月 ○南海トラフ地震防災対策推進地域の指定
- ・本県瀬戸内海沿岸の全15市町を推進地域に指定
- 〔《指定基準》① 震度6弱以上の地域
② 津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域〕
- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画を決定

(2) 本県の取組

- 平成25年12月 「瀬戸内海沿岸の津波浸水想定結果」の公表
- 平成26年3月 「南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果」の公表

2 修正概要

(1) 津波浸水想定・被害想定（震災対策編第1編 総則の修正）

津波浸水想定結果及び被害想定結果等を踏まえた修正。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進計画（同第3編第20章）

現行の「東南海・南海地震防災対策推進計画」を「南海トラフ地震防災対策推進計画」に修正。

《主な修正事項》

- ① 推進地域を15市町に拡大
- ② 南海トラフ巨大地震の被害想定結果の反映
- ③ 国の基本計画に基づく津波避難対策の拡充
 - ・県による津波浸水想定の設定や「津波災害警戒区域等」の指定。
 - ・市町による津波ハザードマップや津波避難計画の作成、津波避難ビル等の指定。
 - ・県、市町、消防機関等が連携し、民間事業者等の「対策計画」の作成を推進。

■ 推進計画の概要

※_は主な修正項目

東南海・南海地震防災対策推進計画	→ 南海トラフ地震防災対策推進計画
<p>第1節 総則 推進地域、推進計画の目的等 (推進地域：<u>周防大島町</u>)</p> <p>第2節 災害対策本部等の設置 災害対策本部等の設置・運営、大島防災センターの活用</p> <p>第3節 東南海・南海地震の概要 地震の概要、被害想定</p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等 情報収集・伝達、物資の調達、応援要請等</p> <p>第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 津波防護施設の整備・点検、情報伝達、避難対策、消防機関等の活動、交通対策等</p> <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 建築物・構造物等の耐震化、避難場所、避難路、緊急輸送道路等の整備</p> <p>第7節 防災訓練計画 津波避難を中心とした防災訓練の実施</p> <p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 住民に対する教育、県職員に対する教育</p>	<p>第1節 総則 推進地域、推進計画の目的等 (推進地域：<u>瀬戸内海沿岸全15市町</u>)</p> <p>第2節 災害対策本部等の設置 災害対策本部等の設置・運営、大島防災センターの活用</p> <p>第3節 南海トラフ地震の概要 地震の概要、被害想定 ⇒<u>南海トラフ巨大地震の被害想定</u>の反映</p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等 情報収集・伝達、物資の調達、応援要請等</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 津波防護施設の整備・点検、情報伝達、避難対策、消防機関等の活動、交通対策等 ⇒<u>津波避難対策の拡充</u> ○<u>県による津波浸水想定</u>の設定や津波災害警戒区域等の指定 ○<u>市町による津波ハザードマップや津波避難計画の作成、津波避難ビル等の指定</u> ○<u>県、市町、消防機関等が連携し、民間事業者等の対策計画作成を推進</u></p> <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 建築物・構造物等の耐震化、避難場所、避難路、緊急輸送道路等の整備</p> <p>第7節 防災訓練計画 津波避難を中心とした防災訓練の実施</p> <p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 住民に対する教育、県職員に対する教育 ⇒<u>住民による最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備蓄の推進</u></p>

■ 津波災害警戒区域等の指定

都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴いた上で、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域等を指定することができる。

区 分	対象区域	必要な対策
津波災害警戒区域	住民等の生命・身体に <u>危害が生ずるおそれがある</u> 区域で、津波災害を防止するために <u>警戒避難体制を特に整備すべき区域</u>	○市町村地域防災計画へ警戒避難体制の整備を記載 ・避難施設・避難路 ・津波避難訓練 等 ○市町村による津波ハザードマップの作成 等
津波災害特別警戒区域	建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に <u>著しい危害を生ずるおそれがある</u> 区域で、 <u>一定の開発行為・建築を制限すべき区域</u>	病院、社会福祉施設等の一定の開発行為及び建築の規制等

■ 南海トラフ地震防災対策計画の作成

推進地域内の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「対策計画」を作成し、都府県知事に届け出なければならぬ。

1 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者

津波により30cm以上の浸水が想定される区域における

- ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
 - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
- 等

2 対策計画に定める事項

- ① 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- ② 防災訓練に関する事項
- ③ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

3 届出期限

推進地域の指定から6月以内（9月末）

《参考》南海トラフ巨大地震の被害想定について〔平成26年3月公表〕

平成25年12月に公表した津波浸水想定（瀬戸内海）結果等を踏まえ、「山口県地震・津波防災対策検討委員会」において被害想定調査結果をとりまとめ公表。

1 被害想定の設定・推計方法

- 科学的に想定し得る最大規模の地震・津波としてマグニチュード9クラスの地震を設定。
- 人的・建物被害は、①冬の深夜、②夏の昼12時、③冬の夕方18時の3ケースで想定。
- 津波の被害については、「堤防は機能しない」条件で想定。

2 津波高及び浸水面積等の想定結果

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 最高津波水位(満潮位) | 3. 8 m : 下関市、柳井市、平生町 |
| (2) 最短津波到達時間(最高津波水位) | 1 1 6 分 : 光市 (光漁港) |
| (3) 最大浸水面積 | 8, 0 6 9 ヘクタール |
| (4) 最大震度 | 6 強 : 柳井市 |

3 主な被害想定結果(最大となる被害)

- | | | |
|----------------|-----------------------------------|-------------|
| (1) 人的被害 | | |
| 死者数 | 6 1 4 人 (うち津波 5 8 2 人、建物倒壊 | 2 8 人) |
| 負傷者数 | 1, 4 7 7 人 (うち津波 1 1 8 人、建物倒壊 | 1, 3 5 3 人) |
| (2) 建物被害 | | |
| 全壊・焼失棟数 | 5, 9 2 6 棟 | |
| 半壊棟数 | 4 3, 0 2 1 棟 | |
| (3) ライフライン被害 | | |
| 上水道(直後の断水人口) | 2 1 0, 6 1 2 人 | |
| 下水道(直後の支障人口) | 6, 2 7 5 人 | |
| 電力(直後の停電軒数) | 1 4, 4 3 2 軒 | |
| 固定電話(直後の不通回線数) | 9, 3 8 1 回線 | |
| (4) 避難者 | 1 6 7, 6 4 3 人 (1日後) | |
| (5) 経済被害(直接被害) | 約 1. 2 兆円 | |
| | (うち民間部門 約 1. 0 兆円、公共部門 約 0. 2 兆円) | |

【議題：山口県地域防災計画の修正】

(2) 災害対策基本法改正等

「災害対策基本法」及び「防災基本計画」等の改定を踏まえ、所要の修正を行う。

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(本編第2編第2章・震災対策編第2編第2章「防災活動の推進」)

地区居住者等の自発的な防災活動を推進するため、市町が必要と認める場合には、地区居住者等が提案した地区防災計画を、市町防災計画に定める旨を追加。

【参考】

地区防災計画：各地区の特性に応じたコミュニティレベルの防災活動（防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等）を内容とする計画

2 指定緊急避難場所等の指定 (本編第2編第7章・震災対策編第2編第9章「避難予防対策」)

市町が、従来の「避難場所」を「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に区分して指定する旨を規定。

区分	指定緊急避難場所	指定避難所
概要	住民等が災害の危険から緊急に避難する際の避難先（災害類型ごと）	被災者が一定期間滞在する場としての避難所
指定基準	・速やかに避難場所が開設される管理体制 ・当該災害発生のおそれがない区域に立地又は安全な構造	・必要かつ適切な規模 ・速やかに被災者を受入れ、物資の配布が可能な構造・設備 ・物資の輸送等が容易

3 避難行動要支援者名簿の作成 (本編第2編第9章・震災対策編第2編第12章「要配慮者対策」)

災害発生時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市町が「避難行動要支援者名簿」を作成する旨を追加。

4 市町の避難勧告・指示等

(1) 屋内安全確保（本編第2編第7章「避難予防対策」）

避難場所に移動することにより、かえって危険が生ずる場合は、市町が住民に対し、「屋内での退避等による安全確保措置」を指示することができる旨を追加。

(2) 市町に対する助言（本編第3編第5章・震災対策編第3編第4章「避難計画」）

市町が避難勧告等を発令する際に、対象地域、判断時期等について、国・県に対し助言を求めることができる旨を追加。

5 安否情報の提供（本編第3編第2章・震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」）

県及び市町が、被災者の安否に係る情報について被災者の親族等から照会があったときに回答することができる旨を追加。

照会主体	回答できる安否情報
被災者と同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先等
その他の親族、被災者が在籍する職場・学校等の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
知人等	保有する安否情報の有無

※ 安否情報の提供にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮。

6 被災者台帳の作成（本編第4編第2章・震災対策編第4編第2章「被災者の生活再建計画」）

市町が、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認められる場合に、被災者の援護を実施するための基礎となる「被災者台帳」を作成できる旨を追加。

【参考】

被災者台帳：被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約したもの

7 その他時点修正等

【議題：山口県地域防災計画の修正】

(3) 原子力災害対策

国の「原子力災害対策指針」等及び「防災基本計画」の改定を踏まえ、所要の修正を行う。

1 「原子力災害対策指針」等改定に伴う修正

(1) 緊急時のモニタリング実施体制、役割等について、次の事項を県計画に反映。

- ・ 国が愛媛県に立ち上げる「緊急時モニタリングセンター」への県職員の派遣。
- ・ 国による緊急時モニタリング結果の解析・評価の実施。

(2) 「緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等(EAL)」の改定を県計画に反映。

※ 愛媛県、原子力事業者においても反映済み。

(参考) 緊急事態区分

区 分	内 容
警戒事態 (Aレベル)	放射線による住民等への影響が切迫した状態ではないが、異常な事象が発生した状態
施設敷地緊急事態 (Bレベル)	放射線により住民等に影響をもたらす可能性がある事象が発生した状態
全面緊急事態 (Cレベル)	放射線により住民等に影響をもたらす可能性が高い事象が発生した状態

2 「防災基本計画」改定に伴う修正

愛媛県伊方町において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、伊方発電所の状況等について情報を収集する「情報収集事態」を県計画に反映。

【報告】

防災訓練の実施について

1 総合防災訓練（8月24日（日））

(1) 目的

- ・円滑な住民避難等のための住民・地域団体における自主防災意識の高揚
- ・住民・地域団体と防災関係機関の連携強化
- ・救助・救急機関等における大規模広域災害への対応強化

(2) 想定

数日前から雨が降り続く中、南海トラフ地震が発生し、大津波警報が発令され、山間部では大規模な土砂災害が発生

(3) 訓練内容

災害対策本部の設置・運営訓練、避難訓練、救出訓練等

(4) 会場

宇部市（ときわ公園）、美祢市（別府小学校）、山陽小野田市（楠・小野田企業団地）

2 地震・津波防災訓練（11月5日（水））

(1) 目的

国と防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び住民の防災意識の高揚と技能の向上

(2) 想定

南海トラフ地震により津波が発生

(3) 訓練内容

シェイクアウト訓練、避難訓練等

(4) 会場

周防大島町

3 原子力防災訓練（開催時期調整中）

(1) 目的

伊方発電所の原子力災害時における国、地方公共団体、原子力事業者等関係機関相互の協力体制の強化

(2) 訓練内容

緊急時通信連絡訓練、オフサイトセンター運営訓練等（予定）

(3) 会場

愛媛県伊方町、山口県庁、上関町